

* 「健康家庭の褒賞」の期間が変わります *

当国保組合では、1年間、組合員及び家族の方が病気やケガによる医療給付を受けなかった世帯を褒賞し、記念品をお送りしております。

この度、1年間とする期間が下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

※後期高齢者組合員の世帯は含みません。

<令和4年度褒賞まで>

1年間：4月診療分～翌年3月診療分



<令和5年度褒賞から>

1年間：3月診療分～翌年2月診療分

褒賞対象となる世帯の要件

例) 令和5年度褒賞の場合

1年間の期間：令和5年3月診療分～令和6年2月診療分

対象世帯：上記の1年間の期間をとおして加入しており、かつ医療給付を受けなかった世帯のうち、記念品の送付までに資格喪失していない世帯

※後期高齢者組合員の世帯を除く

記念品の送付：令和6年8月（予定）

問い合わせ先
神奈川県歯科医師国民健康保険組合
電話 045-641-5418 担当：斉藤